

第 2 部

学 校 教 育

第2部 学校教育

第1章 教職員・児童・生徒数

1 教職員数及び学校医数

(1) 教職員数

令和7年3月1日現在(単位：人)

職 名	計	小 学 校		中 学 校	
		男	女	男	女
教職員数	419	102	173	77	67
校 長	15	5	5	3	2
教 頭	15	6	4	2	3
総括教諭	67	15	26	17	9
教 諭	293	72	121	53	47
養護教諭	13※	0	9	0	4
栄養教諭	1	0	1	0	0
栄養技師	2	0	2	0	0
事務職員	13	4	5	2	2

※養護教諭15人(小学校10人・中学校5人)のうち2人(小学校1人・中学校1人)は、総括教諭で計上している。

(2) 学校医数

令和7年3月31日現在(単位：人)

区 分	学 校 嘱 託 医				学校薬剤師
	内 科 医	歯 科 医	耳鼻科医	眼 科 医	薬 剤 師
小 学 校	9	10	8	2	9
中 学 校	(3) 5	5	(3) 5	2	(3) 5
計	(12) 14	15	(11) 13	4	(12) 14

※中学校で小学校と兼務のときは、()で実人数を表記した。

2 児童・生徒数

(1) 児童・生徒数

令和7年3月1日現在(単位：人)

校種	合計	小計		1 学年		2 学年		3 学年		4 学年		5 学年		6 学年	
		男 計	女 計	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
小学校	4, 326	2, 218	2, 108	362	310	357	311	359	367	394	370	365	375	381	375
中学校	2, 357	1, 205	1, 152	368	369	442	399	395	384						
総計	6, 683	3, 423	3, 260												

第2章 教育指導

1 概要

(1) 学校教育の重点施策

平成29年3月に告示された新しい学習指導要領の方針に基づき、①子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することを目指す際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視すること②知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視し、知識の理解の質を更に高め、確かな学力を育成すること、③道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成することを基本的なねらいとして、「教育」の一層の推進を図った。

また、学校教育の成果は教員の力量に負うところが極めて大きいことから、教員の資質の向上を図るため、研究の奨励や研修の充実に努めた。

(2) 学校教育の指針

学校教育の重点施策を実施していくための指針として、次の5つの重点項目を設定し、その充実に努めた。

ア 教員の資質の向上

今日、一人一人の児童・生徒の健やかな成長を実現するため、教員に対しては幅広い教養と豊かな人間性、深い教育的愛情、教育者としての使命感、充実した指導力等が強く求められている。

教員は、自らその期待と重責を深く自覚して、教育専門職として不断の教育実践と自己の向上発展に努めなければならない。

そのために、教員が各種研修会に積極的に参加し、自己の資質を向上させ、その成果を児童・生徒の指導面に生かすよう努めた。

イ 個性を生かす教育の推進

個性を生かす教育では、児童・生徒一人一人に基礎的・基本的な内容を身につけさせるとともに、それを基盤として自ら考え、判断するなどの主体的な行動の中で個性を発揮させ、生きる力を育てることを目指している。そのために、学習指導におけるタブレット端末の活用の推進、主体的な学習活動を促進するための個に応じた指導方法や指導体制の工夫など、改善を図るよう努めた。

平成27年度からは、学力向上対策として、全中学校に非常勤講師を任用し、中学校の英語や数学の授業における少人数指導の充実を図るなど、きめ細かな指導の充実に努めた。また、開校記念日の授業実施や、給食日数を増やすことで午後の授

業実施を可能とし、授業時数の確保に努めた。

ウ 国際理解教育の推進

国際化が進む中、諸外国の人々の生活や文化を理解し尊重するとともに、我が国の文化や伝統を大切にする態度の育成を重視していかなければならない。

そのために、異文化を学ぼうとする姿勢を育てるとともに、国際社会に生きる人間として望ましい能力や態度を育てるよう努めた。

エ 人権教育の充実

集団の中で相互の人格を認め、ともに伸びようとする豊かな人間関係の育成を目指し、基本的人権を尊重する態度を育てるよう努めた。

オ 保健安全教育・管理の充実

自主的に健康で安全な生活を実践することのできる能力と態度を育成し、生涯にわたり楽しく明るい生活を営むための基盤づくりを目指すために、教育活動全体を通じて健康にかかわる指導の充実に努めた。

2 教育課程

学校は、児童・生徒に対する教育指導の実施にあたり、「知識及び技能」の習得と、「思考力、判断力、表現力等」の育成、「学びに向かう力、人間性等」の涵養という、資質・能力の三つの柱の育成を目指し、その資質・能力を踏まえつつ、教育目標をつくり、その目標を達成するために、各教科、特別の教科 道徳、特別活動、総合的な学習の時間等について見通しをもった計画を立てている。すなわちこれらの計画（教育課程）は、小学校・中学校の一貫性を踏まえ、児童・生徒の確かな学力、豊かな人間性、健康・体力の育成を目指し、知・徳・体の調和を図りながら編成されている。具体的には、年間授業時数、週授業時数、年間行事、週行事、日課、時間割等が決定され、それに基づいて教育活動が展開されている。小・中学校別に例を示すと次のようである。

（１）小学校における教育活動の一例

学校教育目標

○心豊かで たくましく生きる子

・真心と 思いやりのある子

・健康で 粘り強い子

・よく考え 進んで学習する子

指導の重点

○自分で考え行動することができる子

- ・聴いてつなげる力
- ・自分の考えを持ち表現する力
- ・チャレンジする力

年間の主な行事（例）

月	日	行 事
4	5	着任式・1学期始業式
	8	入学式
	10	給食開始（1年は23日～）
	17	交通安全教室
	18	全国学力・学習状況調査
	23	4年遠足
	24	授業参観・懇談会（～24日）
	26	2年遠足 1年懇談会
5	1	避難訓練
	9	3年遠足
	10	集団下校訓練
	13	前期個別面談（～17日）
	14	1年生を迎える会
	22	5年野外活動（～23日）
	28	体力テスト
	29	1年授業参観
	30	6年修学旅行（～31日）
6	7	引き渡し訓練
	10	プール開き
	12	1年遠足
	25	1・5・6年授業参観
	26	6年神崎遺跡見学
7	18	給食終了
	19	1学期終業式
8		
9	2	2学期始業式
	3	給食開始
	11	退避訓練

月	日	行 事
10	12	運動会
	21	特別支援学級合同宿泊学習（～22日）
	30	アウトリーチ事業（全学年）
	31	連合運動会
11	1	開校記念日
	13	避難訓練
	19	2・3・4授業参観
12	9	個別面談（～13日）
	23	給食終了
	24	2学期終業式
1	8	3学期始業式
	9	給食開始
	17	中学校入学説明会
2	6	新入生説明会
	13	避難訓練
	26	授業参観・懇談会（～27日）
3	13	6年生を送る会
	18	給食終了
	19	卒業証書授与式
	25	修了式・離任式

年間授業時数及び週時数等（例）

（ ）内は平均週時数

学年 区分		1	2	3	4	5	6
各 教 科	国 語	306 (9)	315 (9)	245 (7)	245 (7)	175 (5)	175 (5)
	社 会			70 (2)	90 (2. 6)	100 (2. 9)	105 (3)
	算 数	136 (4)	175 (5)	175 (5)	175 (5)	175 (5)	175 (5)
	理 科			90 (2. 6)	105 (3)	105 (3)	105 (3)
	生 活	102 (3)	105 (3)				
	音 楽	68 (2)	70 (2)	60 (1. 7)	60 (1. 7)	50 (1. 4)	50 (1. 4)
	図画工作	68 (2)	70 (2)	60 (1. 7)	60 (1. 7)	50 (1. 4)	50 (1. 4)
	体 育	102 (3)	105 (3)	105 (3)	105 (3)	90 (2. 6)	90 (2. 6)
	家 庭					60 (1. 7)	55 (1. 6)
	特別の教科道徳	34 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)
外国語活動・外国語				35 (1)	35 (1)	70 (2)	70 (2)
特別活動(学級活動)		34 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)
総合的な学習の時間				70 (2)	70 (2)	70 (2)	70 (2)
計(総授業時数)		850 (25)	910 (26)	980 (28)	1015 (29)	1015 (29)	1015 (29)
特別 活動	学校行事・児童会等	25	24. 5	25. 5	25	29. 5	31. 5
	クラブ・委員会				6	12	12
予備時数(裁量含む)		62	64. 5	40. 5	37	35. 5	21. 5
総計(全教育活動時数)		939	1001	1048	1085	1094	1082

＊クラブ・委員会活動については、「標準授業時数」以外の時数を充てる。

週の主な行事（例）

曜日	行 事			
	第 1 週	第 2 週	第 3 週	第 4 週
月	モジュール授業 学年会	モジュール授業 学年会	モジュール授業 学年会	モジュール授業 学年会
火	特別日課 グループ会議	特別日課 学級事務	特別日課 職員会議・打合せ	特別日課 諸会議（ケース会議 等）
水	特別日課 個人研究日	特別日課 校内研究（全体会）	特別日課 個人研究日	特別日課 校内研究（推進委員 会） 児童指導委員会 学年代表者会
木	朝会 打合せ	朝読書・読み語り 打合せ	集会 クラブ・委員会 ミニ研修	朝読書・読み語り 代表委員会 打合せ
金	モジュール授業 学級事務	モジュール授業 学級事務	モジュール授業 学級事務	モジュール授業 学級事務

日課表（例）

日 課	普通日課	特別日課
登 校	♪8：00～♪8：20	
朝 の 学 習	8：25～8：35	
朝の会 (健康観察等)	8：35～8：45	8：25～8：35
1校時	8：45～9：30	8：35～9：20
2校時	9：35～10：20	9：25～10：10
業間	10：20～10：40(♪35)	10：10～10：25(♪20)
3校時	10：40～11：25	10：25～11：10
4校時	11：30～12：15	11：15～12：00
給食	12：15～13：00	12：00～12：45
昼休み (代表委員会)	♪13：00～♪13：20	♪12：45～♪13：05
5校時	13：25～14：10	13：10～13：55
6校時	14：15～15：00	14：00～14：45
帰りの会	授業終了後10分程度	
掃除 ※水・金のみ	●普5日課の時：14：25～14：40 ●普6日課の時：15：15～15：30	原則なし
委員会 クラブ	14：25～15：10 (月曜日：学期に2回ずつ)	
最終下校	♪15：45	

♪はチャイムあり

(2) 中学校における教育活動の一例

学校教育目標

- ・学びを生かす人
- ・共に生きる人
- ・健やかな人

指導の重点

○学習する生徒のための授業づくりに努め、学んだことを生かそうとする生徒を育てます

・共に学び共に育つ授業の実践

- ・基礎・基本の定着
- ・家庭学習の奨励
- ・読書活動の推進

○生徒に寄り添って必要とする支援を行うことで、自己有用感をもつ生徒を育てます

- ・基本的生活習慣の定着

- ・共に考える道徳授業の実践
- ・学校行事等への意欲的な取り組み
- ・ＳＣ、ＳＳＷや外部機関との積極的な連携

○保護者や地域と連携して、心と身体の健康を考える生徒を育てます

- ・互いの個性を尊重し、他者と協働する力の育成
- ・安全で清潔な環境の整備
- ・学校、学年、学級、保健等、たよりの発行
- ・小学校との交流と連携

週の主な行事（例）

曜日	行事			
	第1週	第2週	第3週	第4週
月	朝読書 生徒支援会議 (いじめ対応含める)	朝読書 生徒支援会議 (いじめ対応含める)	朝読書 生徒支援会議 (いじめ対応含める)	朝読書 生徒支援会議 (いじめ対応含める)
火	朝読書 企画会議	朝読書 企画会議	朝読書 企画会議	朝読書 企画会議
水	朝読書 グループ会議	朝読書 学年会	朝読書 企画会議	朝読書 職員会議
木	朝読書	朝読書	朝読書 専門委員会	朝読書
金	朝読書 生徒指導会議	朝読書 生徒指導会議	朝読書 生徒指導会議	朝読書 生徒指導会議

年間授業時数及び週時数 () 内は平均週時数

学年 区分		1	2	3
各 教 科	国語	140(4)	140(4)	105(3)
	社会	105(3)	105(3)	140(4)
	数学	140(4)	105(3)	140(4)
	理科	105(3)	140(4)	140(4)
	音楽	45(1.3)	35(1)	35(1)
	美術	45(1.3)	35(1)	35(1)
	保健体育	105(3)	105(3)	105(3)
	技術・家庭	70(2)	70(2)	35(1)
	外国語(英語)	140(4)	140(4)	140(4)
	道德	35(1)	35(1)	35(1)
特別活動(学級活動)		35(1)	35(1)	35(1)
総合的な学習の時間		50(1.4)	70(2)	70(2)
計(総授業時数)		1015(29)	1015(29)	1015(29)
特別 活動	学校行事	20	15	25
	生徒会活動	5	5	5
予備時数(裁量含む)		30	35	0
総計(全教育活動時数)		1070	1070	1045

日課表(例)

【50分振鈴】 *全体打合せ無し	月・火・木 6校時	水 5校時	金 6校時
学年職員打合せ	8:20~8:25		
予鈴	8:20		
出席確認	8:25		
朝読書	8:25~8:35		
短学活(朝のHR)	8:35~8:40		
1校時	8:45~9:35		
2校時	9:45~10:35		
3校時	10:45~11:35		
4校時	11:45~12:35		
給食	~13:10		
昼休み	~13:30		
5校時	13:35~14:25		
6校時	14:35~15:25		14:35~15:25
清掃		14:30~14:40	15:30~15:40
短学活(帰りのHR)	15:30~15:40	14:45~14:55	15:45~15:55

年間の主な行事（例）

月	日	行 事
4	5	着任式、始業式、第 78 回入学式
	10	身体測定
	11	新入生歓迎会
	19	授業参観 懇談会
	25	1 学年校外活動
5	1	開校記念日
	2	PTA 総会 部活動保護者会
	7	教育相談(～17)
	21	3 学年修学旅行(～23)
	31	2学年班別活動
6	4	生徒総会
	7	避難訓練
	19	期末テスト (～21)
7	3	三者面談(～12)
	18	大掃除
	19	終業式
8		
9	2	始業式、避難訓練
	3	課題テスト
	21	第 58 回体育祭
	25	教育相談 (～10/8)

月	日	行 事
10	3	中間テスト (～4)
	10	1・2 学年授業参観 進路保護者説明会
	11	3学年授業参観 進路保護者説明会
	19	オータムフェスティバル
	28	第 49 回合唱祭
11	8	避難訓練
	13	3 学年期末テスト (～15)
	20	1・2 学年期末テスト (～22)
	27	3 学年三者面談 (～12/6)
12	5	1・2 学年三者面談 (～13)
	20	生徒会本部役員選挙
	23	大掃除
	24	終業式
1	8	始業式
	9	実力テスト
	17	新入生説明会
	30	1・2 学年授業参観
2	19	学年末テスト (～21)
3	12	第 78 回卒業証書授与式
	24	大掃除
	25	修了式、離任式

3 研修・研究活動

(1) 教員研修 ※本市の学校教育基本方針のもとに研修を次のように実施した。

		研修名	開催回数等
経営研修	1	学校経営研修 (対象：校長・教頭・総括教諭)	校長研修会(1) 新任校長研修会(0) 教頭研修会(1) 新任教頭研修会(1) 総括教諭等研修会(1)
	2	県外学校運営研修	11月4日間八潮市
指導研修	1	教科指導力向上研修会	1回
	2	日本語指導研修会	1回
	3	英語指導力向上研修会	各校1回（小学校会場にて実施）
	4	支援教育研修会	1回
	5	児童・生徒指導研修会	1回
	6	初任者教員研修会	5回
	7	1年経験者教員研修会	1回（他校の校内研究会参加2回）
	8	救急対応研修会	※R4年度から「心肺蘇生法研修会」「食物アレルギー対応研修会」が名称変更 各校1回（小・中学校会場にて実施）
	9	人権教育研修会	1回
	10	道徳教育研修会	3回
	11	健康教育研修会	1回
	12	国際理解教育研修会	1回
	13	ことばの教室研修会	1回
	14	防災教育研修会	1回
	15	あやせコミュニティ・スクール 研修会	1回
	16	情緒通級指導教室研修会	1回（R6新規）

(2) 校内研究

校内研究を推進することにより、教職員の協力体制の確立及び指導力の向上を図ることを目的とし、そのための経費を補助した。

校内研究主題一覧

学校名	教科・領域	研究主題－副主題－
綾瀬小学校	生活科・総合的な学習の時間	「自分ごととしてとらえ、表現できる子の育成」 ～地域のひと・もの・ことと関わる単元づくり～
綾北小学校	国語	「生き生きと学び合う子」 ～他教科に生きる国語科の学習を目指して～
綾西小学校	全教科	子どもが『考える』授業 ～そのためのひと工夫～
早園小学校	全教科	「学び方を身に付けた子」をめざした授業改善 ～学ぶ力を育てる授業作りを通して～
綾南小学校	全教科	自分の思いや考えをもてる子 ～発問の工夫を通して～
天台小学校	全教科	「学びを楽しむ子をめざして」 －児童が資質・能力を身につけるための単元づくり・課題づくりを通して－
北の台小学校	全教科	「すすんで学び合う子の育成をめざして」 ～『聴いて、考えて、伝え合う』力を～
落合小学校	全教科	「児童も教師もいきいきと学び合う学校づくり」 ～対話と振り返りを通して～
土棚小学校	全教科	「自分の考えを持ち、前向きに取り組む子の育成」 ～子どもの心が動く授業づくりを目指して～
寺尾小学校	算数	「主体的に向き合い、ともに学ぶ子」 ～互いを認め合い、よさを感じながら学びをつくる授業を通して～
綾瀬中学校	全教科	「生徒がOUTPUTしたくなる5つの授業改革」
綾北中学校	全教科	持続可能な社会に向けた価値観をもった生徒の育成 ～ESDに重点を置いた指導の改善を図る～
城山中学校	全教科	主体的に学習に取り組む生徒の育成をめざして ～自ら考え、発信できる力をつけるために～
北の台中学校	全教科	「主体的、創造的に生きる生徒の育成」 知的好奇心を育む協働学習を通して、学ぶ楽しさ・面白さを実感できる授業づくり
春日台中学校	全教科	「すすんで学ぶ人」

(3) 研究推進校等

主体的に研究主題を定め計画的な研究と公開に努め、市の教育の充実を図ることを目的に2ないし3年間の継続研究を行う。校数は3校（小学校2校・中学校1校）で、各校に補助し、研究の推進に努めた。

ア 市研究推進校早園・土棚小学校、綾瀬中学校

イ 市教育課題研究校綾西・綾南小学校、北の台中学校

ウ 綾瀬市学習支援者派遣事業 全小・中学校

エ 福祉推進事業協力校 全小・中学校

オ よりよい生き方を実践する力を育む道德教育の推進事業

綾南・天台小学校、城山中学校

カ 県教育委員会児童・生徒指導研究校

綾瀬・綾西・寺尾小学校、綾瀬中学校

4 教科書採択

(1) 採択された教科書（発行者は略称）

ア 小学校（令和6年度から使用）

種目	国語	書写	社会	地図	算数	理科	生活	音楽	図画 工作	家庭	保健	英語	道德
発行者	光村	光村	教出	帝国	東書	東書	教出	教出	開隆堂	東書	光文	東書	光文

イ 中学校（令和7年度から使用）

種目	国語	書写	社会				数学	理科	音楽		美術	保健 体育	技術	家庭	英語	道德
			地理	歴史	公民	地図			一般	器楽						
発行者	光村	光村	帝国	日文	日文	帝国	学図	啓林館	教芸	教芸	光村	大修館	教図	東書	三省堂	日文

(注)発行者の略称は次のとおり

光村⇒光村図書出版(株) 教出⇒教育出版(株) 帝国⇒(株)帝国書院 東書⇒東京書籍(株)

開隆堂⇒開隆堂出版(株) 光文⇒(株)光文書院 日文⇒(株)日本文教出版

学図⇒(株)学校図書 啓林館⇒(株)新興出版社啓林館 教芸⇒(株)教育芸術社

大修館⇒(株)大修館書店 教図⇒教育図書株式会社 三省堂⇒(株)三省堂

5 進路指導

進路指導の推進のために、次の事業を実施した。

(1) 進路指導に係る情報提供

(2) 校内における進路指導に係る助成

中学校卒業者の進路状況（令和6年度）（令和7年5月現在）

卒業者 総数	全日制 進学者	定時制 進学者	通信制 進学者	高等専門 学校 進学者	特別支援 学校 進学者	専修・各種 学校等 進学者	就職者 その他
779 人	656 人 (84.2%)	29 人 (3.7%)	61 人 (7.9%)	0 人 (0%)	21 人 (2.7%)	1 人 (0.1%)	11 人 (1.4%)

6 特別支援教育

障がいのある児童・生徒一人ひとりの可能性を最大限にのばし、可能な限り積極的に社会に参加できる人間に育てることを目的とした。

(1) 特別支援教育の充実

障がいのある児童・生徒を対象にした特別支援学級を、小学校10校・中学校5校に設置した。なお、通級指導教室として、言語教室を4校に10クラス、情緒教室を2校に2クラス設置している。

(2) 障がいに応じた教育内容と方法

近年、障がいの程度の重度化・多様化の傾向に伴い、教材の開発や指導法の研修の充実とともに、研究の推進と教師の指導力の向上を図った。

(3) 教師への啓発

障がいのある児童・生徒及び特別支援教育の実際について、正しい理解と認識について研修等を通して深め、特別支援学級の児童・生徒のみならず、通常の学級の児童・生徒に対しても、より適切な教育を推進した。

(4) 学校全体の理解・協力と交流教育

障がいに対する教師の理解により、児童・生徒の理解及び認識を深める教育を推進した。また、障がいのある児童・生徒も基本的には地域の中で、共に学び共に育つという考えから、地域の学校の一員として交流教育を可能な内容から積極的に推進し、社会性を培うとともに、思いやりや人権尊重の精神を養った。

(5) 保護者との協力

障がいのある児童・生徒の教育や将来について、切実に考え努力している保護者と

ともに、障がい児の将来の社会自立を目指して、協力して推進した。

(6) 専門関係機関との連携

学校、特別支援学校、病院、児童相談所、福祉施設、教育相談センター等と連携し、障がいのある児童・生徒の可能性を広げ、追求し、適切な教育の推進を行った。

(7) 特別支援教育相談

障がいのある児童・生徒の就学や社会自立に向けての相談とともに、特別支援学校や関係機関との連携を図った。

(8) 就学指導の充実

障がいのある児童・生徒の適正な就学を期すために、専門家や専門機関の協力を得て推進した。

ア就学相談……支援を必要とする子どものこまり感や保護者の申し出から、障がいの受容と支援、社会自立等に向けての相談を行った。

イ就学指導委員会……医師、児童相談所職員、特別支援学級設置校長、特別支援学校や特別支援学級教員等により構成されている就学指導委員会は、障がいのある児童・生徒の最も必要かつ適切な教育の場について、専門機関等の協力のもとに年5回開催し、就学の方角を示した。

ウ就学措置後の対応……学校と連携しながら、就学後の児童・生徒の成長発達を見守り、変化に対応するとともに、より適切な教育を目指して、関係機関との連携を図った。

7 学校における人権教育

学校における人権教育を推進するために、研究推進費を補助した。各校の主な研修や実践の内容は次のとおりであった。

学校名	実施回数	対象	人権課題
綾瀬小学校	1回 9回	教職員 児童	障がい者 外国籍県民/北朝鮮拉致被害者/性的マイノリティ
綾北小学校	1回 6回	教職員 児童	子ども 障がい者/子ども
綾西小学校	1回 1回	教職員 児童	子ども/性的マイノリティ 子ども/障がい者/高齢者
早園小学校	1回 4回	教職員 児童	子ども/性的マイノリティ 障がい者/子ども/疾病/インターネット
綾南小学校	1回 3回	教職員 児童	北朝鮮拉致被害者 子ども/性的マイノリティ/外国籍県民/女性
天台小学校	5回	児童	障がい者
北の台小学校	1回 10回	教職員 児童	性的マイノリティ 障がい者/子ども/様々な人権課題
落合小学校	1回 5回	教職員 児童	子ども 障がい者/外国籍県民/北朝鮮拉致被害者
土棚小学校	2回	児童	障がい者/インターネット
寺尾小学校	5回	児童	障がい者/高齢者/外国籍県民/インターネット
綾瀬中学校	1回 5回	教職員 生徒	様々な人権課題 インターネット/様々な人権課題/北朝鮮拉致被害者
綾北中学校	2回 3回	教職員 生徒	子ども 北朝鮮拉致被害者/子ども/高齢者
城山中学校	3回 4回	教職員 生徒	障がい者/性的マイノリティ/様々な人権課題 性的マイノリティ/障がい者/北朝鮮拉致被害者
北の台中学校	4回	生徒	様々な人権課題/北朝鮮拉致被害者
春日台中学校	2回	生徒	北朝鮮拉致被害者/性的マイノリティ

8 児童・生徒指導

本市では、学校教育の重点のひとつに「児童・生徒指導の充実」を掲げている。この重点施策を推進し、次のことを実施した。

(1) 校内指導体制の確立

児童・生徒指導は対症療法として問題をおこしている児童・生徒を対象とする他に、全児童・生徒に対して学校生活のあらゆる時間と場で機能的な指導をする必要がある。このため、児童・生徒理解を図り、成長過程に即した指導法等の研究・研修を実施し、併せて学校の組織的対応を進めるための指導体制の確立に努めた。また、学校間及び学校、地域、家庭、諸機関との連携を進めた。

(2) いじめ対策の充実

教師一人ひとりがいじめ問題の重大性、深刻さを十分認識し、早期発見・早期対応に努めるとともに、教師と児童・生徒の信頼関係や児童・生徒相互の人間関係を深め、

家庭や地域社会との連携を図り、市内全校でいじめ問題に関するアンケート調査を毎月実施するなど、学校全体で指導体制を確立して、いじめ対策の充実を図っている。また、「いじめ防止対策推進法」の施行に伴い、平成26年10月に策定した「市いじめ防止基本方針」に基づき、平成27年4月には、「綾瀬市いじめ防止等対策委員会」を設置した。

また、各学校でも「学校いじめ防止基本方針」により、学校の実情に応じた対策を行っている。

9 国際理解教育

我が国と諸外国との文化や国籍の違いを越えた人間の尊厳について深く理解し、国際平和の実現と人類の福祉の向上に貢献するとともに、世界の人々と心を開いて交流することのできる人間の育成を目指した。

(1) 教科等の指導を通して

全教科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間等の指導を通して取組が行われた。

(2) 日本語指導協力者の派遣

外国籍児童・生徒が多く在籍する学校に国際教室設置校8校を中心に日本語指導協力者を派遣し、外国籍児童・生徒が日本の学校に適応していけるように日本語指導・生活適応指導・教科指導等の援助を行った。

また、学校の要請を受けて日本語指導協力者を派遣し、児童・生徒指導・進路指導・懇談会・個別面談・家庭訪問等の教育相談の援助を行った。

(3) 外国人指導助手(A L T・N E T)の配置

外国人指導助手(A L T)を小学校1・2年生各クラスに5時間、3・4年生各クラスに15時間、5・6年生各クラスに15時間派遣した。そして中学校には、外国人指導助手(N E T)を全学年・各クラスに24時間派遣した。英語に対する関心を高め、英会話を通したコミュニケーション能力の育成や、外国文化の理解等を図った。

10 読書環境の充実

(1) 事業概要

子どもたちが心豊かにたくましく生きていくために、読書を通して考える力や創造力を高めていくことが必要となる。子どもの好奇心や学習意欲を高めるために、次の3つの事業をパッケージとして実施することで、学校図書館の利活用が増加し、子ど

もへの読書活動の推進を図ることができた。

(2) 事業内容

ア児童・生徒への一人1冊配本事業小中15校6,632冊
イ学校図書館蔵書の充実小中15校6,430冊購入
ウ学校司書の勤務時間数の充実 小中15校配置

(3) 事業期間

令和4年度～令和6年度

11 あやせコミュニティ・スクール

令和4年4月に全小・中学校に学校運営協議会を設置し、各学校がコミュニティ・スクールとして、「地域とともにある学校づくり」とともに「学校を核とした地域づくり」を目指し、次の取組を推進した。

(1) コミュニティ・スクールの運営

各学校から推薦のあった地域住民、保護者、学校の教職員（教頭・総括教諭）等を学校運営協議会委員として任命した。各学校では、年間3～4回の学校運営協議会を計画し、テーマに沿った熟議を行うとともに地域学校協働活動へとつなげた。

(2) 地域学校協働活動

地域学校協働活動推進員（本市では地域コーディネーターと呼ぶ。）については、全小・中学校ごとに各1人委嘱するとともに、「地域コーディネーターフォローアップ講習会及び情報交換会」を公民館と連携して年4回開催した。

(3) コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進に向けては、年4回あやせコミュニティ・スクール推進連絡協議会（綾瀬市型小中一貫推進連絡協議会と同時開催）を開催して情報交換をするとともに、教育委員会から運営について支援を行った。

第3章 教育研究

1 基本方針

時代の要請や教育の動向を踏まえ、本市教育の改善や振興及び充実を図ることを目的とし、本市教育の実情を把握し、当面する教育課題の解決と将来的視野に立った教育の発展に努めた。

2 主要事業

(1) 教育研究事業

「生きる力」をはぐくむことを目指し、本市教育の実情に沿ったテーマを設定し、教育研究に努めた。思考と表現を深める発問研究、心を伸ばす特別活動研究、自然環境調査研究、教育調査研究、教育の情報化研究のそれぞれ分野でテーマに基づいた研究を行った。教育調査研究においては、「教育調査研究報告書第18集 綾瀬市第6次教育基本調査（令和5年7月実施）」を発行した。自然環境調査研究においては、「綾瀬市環境学習ハンドブックかわせみ（第8版）」及び「あやびいとさがそう あやせのしぜん（第3版）」を発行した。

思考と表現を深める 発問研究	「発問研究」では、本市の多くの教職員が悩んでいる「発問」に焦点をあて、「教師側の考えを変えるという視点」に立った授業改善を図るべく、授業研究を行い、児童・生徒のより良い学びのために必要なことは何かを追究した。
心を伸ばす 特別活動研究	「特別活動の確かな実践へ向けて～児童・生徒の声を大切にしたい一連の活動～」という研究テーマを基に、特別活動の基礎・基本について講師より学び、授業研究や公開授業を行い、実践することを重視し、研究を進めた。
自然環境調査研究	「自然環境調査研究」では、環境学習やESDの実践、綾瀬市の環境の課題や今後の施策について学び、学校現場で活用できる『綾瀬市環境学習ハンドブック かわせみ（第8版）』『あやびいとさがそうあやせのしぜん（第3版）』の改訂作業を行った。
教育調査研究	「教育調査研究」では、綾瀬市の教育に関する諸問題の実態や要因を探るために、綾瀬市第6次教育基本調査の分析を行い、その結果を報告書にまとめ、発行した。
教育の情報化研究	「教育の情報化研究」では、GIGA スクール構想にて貸与された1人1台タブレット端末を探究的な学びの中でどのように活用したらよいか、授業実践をとおして研究を行い、その成果をまとめた。

(2) 研修講座事業

教育課題研修講座、校外体験研修講座及び支援研修講座を実施し、教職員としての専門性や指導力の向上を図った。

教育課題研修講座（演題・講師・日時・会場）				備考
I	演題：「学ぶ楽しさを感じさせる国語の授業づくり」 講師：青山 由紀 氏（筑波大附属小学校 教諭） 日時：7月25日（木） 10：00～12：00 会場：市庁舎7階 市民展示ホール			
II	演題：「思考と表現を深める算数の発問 実践編」 講師：盛山 隆雄 氏（筑波大附属小学校 教諭） 日時：7月28日（金） 10：00～12：00 会場：市庁舎7階 市民展示ホール			
III	演題：「一人ひとりが考え全員でつくる社会科授業」 講師：由井 薫 健 氏（筑波大附属小学校 教諭） 日時：7月31日（水） 10：00～12：00 会場：市庁舎7階 市民展示ホール			
IV	演題：「リレーションで心を育てる学級づくり」 講師：諸富 祥彦 氏（明治大学 教授） 日時：7月23日（火） 10：00～12：00 会場：市庁舎7階 市民展示ホール			
V	演題：「愛着障害と発達障害の理解と支援」 講師：米澤 好史 氏（和歌山大学 教授） 日時：7月25日（火） 10：00～12：00 会場：オンライン（小・中学校）			
VI	演題：「スクールカウンセラーの立場から伝える児童・生徒理解について」 講師：松坂 秀雄 氏（横浜市教育委員会 スクールカウンセラー総括） 日時：7月30日（火） 10：00～12：00 会場：市庁舎7階 市民展示ホール			
VII	演題：「情報活用能力を育む情報モラル教育」 講師：塩田 真吾 氏（静岡大学 准教授） 日時：7月22日（月） 10：00～12：00 会場：オンライン（小・中学校）			
支援 研修 講座	リ ク エ ス ト 研 修	授業力向上	授業力向上のための授業づくり支援	年間を通して
		教育の情報化	教育の情報化における支援	年間を通して
		教育相談	学級集団アセスメントの見取り方や支援を必要とする児童・生徒への見立てと対応等について	年間を通して

(3) 教育支援教室事業

教育支援教室通室児童・生徒の在籍校への復帰及び社会的自立をめざして、教育相談・集団適応指導・教科指導等を組織的・計画的に行った。また、来所相談・訪問相談を通して、不登校児童・生徒の気持ちの安定を図るとともに、保護者や学級担任に対しても対応の仕方等についての相談を行った。

【教育支援教室（ルピナス）】

①	学習指導・学習支援	学校復帰をする際に学習面が課題とならないように、各学校の進度と調整しながら、個に応じた指導・支援を行った。
②	集団活動による指導・支援	表現創作活動 特別活動（調理実習、園芸活動、グループワーク等） スポーツ・レクリエーション活動
③	体験活動及びカウンセリングの充実	主な体験活動： ペン習字 造形 音楽活動 ヨガ・ストレッチ 調理実習等 主な教室外体験活動：春の遠足（4月） 県央スポーツ交流会 （7月・10月） 宿泊体験（12月） 体験活動[小田原方面]（1月） 心理相談員によるカウンセリング （通室生全員対象にカウンセリングを月1回実施）
④	関係機関との連携	主な関係機関：児童相談所・こども未来課（青少年相談室）・健康づくり推進課・病院等
⑤	学校訪問相談の充実	学校訪問：上半期 小学校8校26ケース、中学校3校9ケース 下半期 小学校7校30ケース、中学校3校8ケース ケース会議：8月27日、1月27日（年2回実施） 学校の要請により随時実施
⑥	保護者懇談会・個人面談の実施	保護者懇談会：第1回 5月7日、第2回 7月12日 第3回 12月9日 個人面談：6月3日～6月5日、10月28日～10月30日 2月25日～2月27日 その他の面談：保護者の希望により随時面談を実施
⑦	家庭訪問相談の充実	随時家庭訪問相談を実施

(4) 教育相談事業

電話や来所により、保護者、教職員、児童・生徒本人からの不登校、学習、進路・適性、性格・行動、学校生活、家庭環境、学級・学校経営等の悩みについて相談を受け、その解決に向けて支援を行った。

○ＳＣ及び教育心理相談員等の配置状況

- | | | |
|----------|----|---|
| ・ 文科 S C | 7名 | 週1日中学校3校へ派遣
(280時間 (7時間×40週))
週2日重点配置校2校 (綾瀬中・綾北中) へ派遣
(245時間 (7時間×35週)) |
| | 2名 | 年度途中9月よりオンラインスクールカウンセラー
週2日配置校1校 (北の台中学校) へ派遣 |
| ・ 市単 S C | 8名 | 週1日小学校4校へ派遣 (1日5. 5時間)
週2日小学校5校へ派遣 (1日5. 5時間)
週3日小学校1校へ派遣 (1日5. 5時間) |

○教育研究所における教育相談及び心理検査の実施

- ・教育心理相談員 2名 週4日教育研究所勤務（1日5.5時間）
週1日教育研究所勤務（1日5.5時間）

○教育支援教室における教育相談

- ・教育心理相談員 1名 週4日教育支援教室勤務（1日5. 5時間）

○ S S Wの配置状況

- | | | |
|-----------|----|---|
| ・文科 S S W | 3名 | 週1日3校に対応（3名）
（245時間（7時間×35週）） |
| ・市単 S S W | 5名 | 週2日中学校1校（重点配置校（綾瀬中・綾北中）
に配置（2名対応）
週5日全校に対応（3名）
（1日5．5時間） |

○校内教育支援教室（校内教育支援センター）における支援

- ・不登校等支援員（市費） 11名 週5日小学校10校に配置
（1日4時間）
- ・校内教育支援センター支援員（県費） 5名 週12時間中学校5校に配置

(5) 広報事業

本市の教育研究に関わる事業全般の成果を、広く市民及び教育研究機関、教職員に提供する。

○研究発表大会・公開授業・関係機関での発表

- 研究紀要・要覧・研究所だより等の発行
- 児童・生徒の自由研究の募集と研究作品集録冊子の発行
- 広報あやせ・綾瀬市ホームページ・ネットニュース等による情報提供

【研究発表】

公開授業	発問研究	1月23日（木） 中学校
	特別活動研究	2月10日（月） 中学校
	教育の情報化研究	1月20日（月） 小学校
研究発表大会	発表部会	・教育課題研究 学級経営 ・資料研究 社会科資料グループ ・教育課題研究 児童・生徒理解
	講演	演題「みなさんに伝えたい『ことば』」 講師 木村 泰子 氏（大阪市立大空小学校初代校長）
	参加者	市内小・中学校教員及び市民

【教育資料の発行】

- ・「令和6年度 要覧」
- ・「令和6年度 研究紀要」（第39集）
- ・「研究所だより」（第166～169号）年4回発行
- ・「小学生自由研究作品集録」（第27集）
- ・「綾瀬市環境学習ハンドブックかわせみ（第8版）」
- ・「あやぴいとさがそう あやせのしぜん（第3版）」
- ・「教育調査研究報告書第18集 綾瀬市第6次教育基本調査（令和5年7月実施）」

（6）教育資料の収集・提供事業

教職員及び市民のニーズに応えるため、教育資料・教育図書・教育用DVD・学習指導案等を収集・提供した。

イントラネットを活用し、市内共有フォルダに収集した資料を保存し、共有化を図った（学習指導案、研究紀要等）。

第4章 学事

1 就学援助

(1) 学用品費等

「学校教育法」（昭和22年法律第26号）及び「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」（昭和31年法律第40号）に基づき、経済的理由のため就学困難な児童・生徒の就学を奨励する目的で、学用品費、通学用品費、校外活動費、新入学児童生徒学用品費等、入学準備費、宿泊を伴う校外活動費、修学旅行費を給付した。令和6年度の内訳は次のとおりである。

※平均給付額については、円未満四捨五入。

	区 分	延人数（人）	平均給付額（円）	給付総額（円）
合 計	小・中学校合計			48,120,423
	学用品費	1,182	14,732	17,413,315
	通学用品費	917	2,142	1,964,576
	校外活動費	1,047	1,691	1,770,419
	新入学児童生徒学用品費等	113	19,318	2,182,980
	入学準備費	230	60,521	13,919,760
	宿泊を伴う校外活動費	118	3,569	421,186
	修学旅行費	253	41,289	10,446,237
	体育実技用具費	1	1,950	1,950
	通学費	0	0	0
小 学 校	小学校合計			30,185,298
	学用品費	767	10,913	8,370,589
	通学用品費	641	2,126	1,362,855
	校外活動費	767	1,501	1,151,393
	新入学児童生徒学用品費等	112	18,928	2,119,980
	入学準備費（未就学者）	96	57,060	5,477,760
	入学準備費（小6）	134	63,000	8,442,000
	宿泊を伴う校外活動費	115	3,535	406,566
	修学旅行費	127	22,474	2,854,155
	通学費	0	0	0
中 学 校	中学校合計			17,935,125
	学用品費	415	21,790	9,042,726
	通学用品費	276	2,180	601,721
	校外活動費	280	2,211	619,026
	新入学児童生徒学用品費等	1	63,000	63,000
	宿泊を伴う校外活動費	3	4,873	14,620
	修学旅行費	126	60,255	7,592,082
	体育実技用具費	1	1,950	1,950
	通学費	0	0	0

(2) 学校給食費

「学校給食法」（昭和29年法律第160号）に基づき、経済的理由のため就学困難な児童・生徒の保護者に学校給食費を給付した。

令和6年度の内訳は次のとおりである。

ア 給付状況 ※平均給付額については、円未満四捨五入。

区 分	延人数（人）	平均給付額（円）	給付総額（円）
小 学 校	762	43,433	33,095,724
中 学 校	408	48,615	19,834,756
計	1,170	45,240	52,930,480

イ 給付単価

区 分	基準給食費（円）	月額援助率（％）	月額給付単価（円）
小 学 校	4,400	100	4,400
中 学 校	4,900	100	4,900

(3) 医療費

「学校保健安全法」（昭和33年法律第56号）に基づき、経済的理由のため就学困難な児童・生徒の保護者に対する、感染性又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病の治療費を給付項目としているが、綾瀬市では平成29年7月に小児医療費（令和5年7月から「こども医療費」に名称変更）助成制度の対象年齢が拡大され、同制度及びひとり親家庭等医療費助成制度により中学校3年生まで医療費が実質無料となっていることから、就学援助制度による給付は行っていない。

2 特別支援教育就学奨励費

「特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱」（昭和62年5月1日文部大臣裁定）に基づき、小・中学校の特別支援学級等に在籍する児童・生徒の就学を奨励することを目的として、学用品・通学用品購入費、校外活動等参加費、新入学児童生徒学用品・通学用品購入費、宿泊を伴う校外活動等参加費、修学旅行費、学校給食費、通学費、交流及び共同学習交通費、職場実習交通費、オンライン学習通信費を給付した。

令和6年度の内訳は次頁のとおりである。

※平均給付額については、円未満四捨五入。

	区 分	延人数 (人)	平均給付額 (円)	給付総額 (円)
合 計	小・中学校合計			3,728,677
	学用品・通学用品購入費	108	7,225	780,313
	校外活動等参加費	108	850	91,778
	新入学児童生徒学用品・通学用品購入費	17	29,329	498,590
	宿泊を伴う校外活動等参加費	38	576	21,899
	修学旅行費	22	20,642	454,114
	学校給食費	105	11,247	1,180,974
	通学費	3	22,000	66,000
	交流及び共同学習交通費	53	659	34,907
	職場実習交通費	12	572	6,863
	オンライン学習通信費	92	6,448	593,239
小 学 校	小学校合計			1,744,394
	学用品・通学用品購入費	67	5,212	349,200
	校外活動等参加費	67	716	47,984
	新入学児童生徒学用品・通学用品購入費	4	25,555	102,220
	宿泊を伴う校外活動等参加費	38	576	21,899
	修学旅行費	10	10,779	107,794
	学校給食費	65	10,849	705,169
	通学費	1	3,740	3,740
	交流及び共同学習交通費	4	100	400
	オンライン学習通信費	62	6,548	405,988
中 学 校	中学校合計			1,984,283
	学用品・通学用品購入費	41	10,515	431,113
	校外活動等参加費	41	1,068	43,794
	新入学児童生徒学用品・通学用品購入費	13	30,490	396,370
	宿泊を伴う校外活動等参加費	0	0	0
	修学旅行費	12	28,860	346,320
	学校給食費	40	11,895	475,805
	通学費	2	31,130	62,260
	交流及び共同学習交通費	49	704	34,507
	職場実習交通費	12	572	6,863
	オンライン学習通信費	30	6,242	187,251

3 奨学金

綾瀬市奨学金条例（昭和５５年綾瀬市条例第９号）に基づき、経済的理由により高等学校等での修学が困難な者に対し、修学を奨励するため奨学金を給付した。

令和６年度の内訳は次のとおりである。

学 年	１年生	２年生	３年生	計
-----	-----	-----	-----	---

延人数（人）	44	49	38	131
給付金額（円）	2,620,000	3,315,000	2,490,000	8,425,000

※ 延人数とは、廃止（転出者や途中退学者等）を含む。

第5章 学校保健

学校保健事務事業については、児童・生徒及び教職員の健康を保持、増進することを目標にして、学校保健安全法、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づき、健康管理、安全管理等を次のとおり推進した。

1 健康管理

(1) 学校保健安全計画 (各種健康診断の実施)

区 分	対 象	時 期	備 考
定期健康診断	全児童・生徒	4月～6月	
心臓精密検査	心臓検診の結果に基づく 要精密検査者	6月	心電図等
腎臓精密検査	尿検査の結果に基づく要 精密検査者	6月	採尿、血液検査、問診等
教職員健康診断			
○健康診断	全 員	8月	
○胃検診	40歳以上の者	8月	
就学時健康診断	次年度小学校入学予定者	10月～11月	

(2) 心臓疾患判定会の実施 (6月)

心臓検診の要精検者については、専門医による聴打診、12誘導心電図、運動負荷心電図、心エコー検査等のデータを基に判定した。

(3) 腎臓疾患判定会の実施 (6月・2月)

尿検査の要精検者については、尿三次検査（精密検査）において、専門医による問診、尿検査、血液検査、血清検査、蛋白分画等の検査を行い、その結果を基に判定した。

(4) 結核予防対策

ア 児童・生徒結核検診

定期健康診断の中で結核健診を行い、精密検査が必要な場合は、X線直接撮影等の必要な検査が実施できるように、特定の医療機関と連携を図った。

イ 教職員結核検診

教職員健康診断の中で胸部X線撮影を行った。

2 学校保健の推進

(1) 学校保健関係職員の資質の向上

綾瀬市学校保健会より選出された職員の研修会、各種大会への派遣を行った。

(2) 綾瀬市学校保健会

綾瀬市学校保健会は、9部会（校長、教頭、保健主任、養護教諭、PTA、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、学校給食センター栄養士）により組織され、学校保健に関する研究の充実を図った。

3 学校環境衛生と安全管理

(1) 学校環境衛生

- ア 浄化槽水質検査及び清掃
- イ 受水槽・高架水槽水質検査及び清掃
- ウ 校舎・樹木害虫駆除
- エ 排水管清掃
- オ 産業廃棄物処理
- カ 教室の空気（ホルムアルデヒド）等検査
- キ 遊泳用プール水質（総トリハロメタン）等検査
- ク ダニアレルゲン検査

(2) 学校事故対策

- ア 児童・生徒の健康管理対策

独立行政法人日本スポーツ振興センターに加入し、児童・生徒の災害に関して必要な給付を行った。

区 分	件数（件）			給付額（円）		
	小	中	計	小	中	計
医 療 費	130	155	285	960,950	1,333,011	2,293,961
障害見舞金	0	0	0	0	0	0
死亡見舞金	0	0	0	0	0	0
計	130	155	285	960,950	1,333,011	2,293,961

イ 学校災害見舞金

綾瀬市学校災害見舞金支給要綱に基づき、児童・生徒が学校の管理下において災害を受けた場合に見舞金を支給した。

区 分	件数（件）			給付額（円）		
	小	中	計	小	中	計
医療見舞金	5	1	6	75,000	10,000	85,000
障害見舞金	0	0	0	0	0	0
死亡見舞金	0	0	0	0	0	0
特別見舞金	0	0	0	0	0	0
計	5	1	6	75,000	10,000	85,000

（３）安全対策

防災や不審者に対する学校の役割や校内安全対策のあり方等、児童・生徒の安全指導に関して、学校等への提言を行い、関係機関との連絡調整を含めて、その充実を図った。

第6章 学校給食

本市の学校給食は、学校給食法に基づき、義務教育の課程での教育活動の一環として、小中学校の完全給食を共同調理方式で実施している。

最近では、朝食の欠食など食習慣の乱れがあることから、食に関する栄養指導を行うとともに、栄養バランスのとれた安全で安心なおいしい給食の提供に努めている。

1 給食実施状況

(1) 給食実施数

令和6年度中の学校別実施回数及び実施延べ食数は次のとおりである。

学 校 名	実施回数 (回)	実施延べ食数(食)
綾 瀬 小 学 校	190	173,733
綾 北 小 学 校	190	81,537
綾 西 小 学 校	189	116,432
早 園 小 学 校	189	67,811
綾 南 小 学 校	189	86,270
天 台 小 学 校	190	84,374
北 の 台 小 学 校	190	89,071
落 合 小 学 校	190	61,630
土 棚 小 学 校	190	47,004
寺 尾 小 学 校	190	65,484
小 学 校 計	-	873,346
綾 瀬 中 学 校	189	113,498
綾 北 中 学 校	189	123,064
城 山 中 学 校	189	100,564
北 の 台 中 学 校	189	63,715
春 日 台 中 学 校	189	60,285
中 学 校 計	-	461,126
合 計	-	1,334,472

(2) 給食費

令和6年度中の基準給食月額及び1食当たり平均単価は次のとおりである。

区 分	基 準 月 額 (円)	1 食当たり平均単価
小 学 校	4,400	296 円 79 銭
中 学 校	4,900	329 円 58 銭

(3) 栄養摂取状況

令和6年度中における1食目標栄養量は次のとおりである。

区分	エネルギー kcal	たんぱく質 エネルギー 比 %	脂質 エネルギー 比 %	カルシウム mg	マグネシウム mg	鉄 mg	亜鉛 mg	ビタミン				食物繊維 g
								ビタミンA μgRAE	B1 mg	B2 mg	C mg	
小学校	650	13～20	20～30	350	50	3.0	2.0	200	0.40	0.40	25	4.5 ～
中学校	830	13～20	20～30	450	120	4.5	3.0	300	0.50	0.60	35	7.0 ～

(4) 物資納入登録業者

令和6年度中における学校給食物資納入に伴う登録業者は次のとおりである。

(単位：社)

業 種	区 分		合計
	市内	市外	
一 般 物 資	2	17	19
食肉・食肉加工品	3	2	5
青 果	1	6	7
計	6	25	31

第7章 学校体育

1 概要

学校における体育科、保健体育科では、生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現することを重視し、体育と保健との一層の関連や発達の段階に応じた指導内容の明確化・体系化を図りつつ、指導と評価の充実を進めてきた。その中で、運動やスポーツが好きな児童生徒の割合が高まったこと、体力の低下傾向に歯止めが掛かったこと、「する、みる、支える」のスポーツとの多様な関わりの必要性や公正、責任、健康・安全等、態度の内容が身に付いていること、子供たちの健康の大切さへの認識や健康・安全に関する基礎的な内容が身に付いていることなど、一定の成果があらわれている。

しかし、他方では、習得した知識や技能を活用して課題解決することや、学習したことを相手に分かりやすく伝えること等に課題があること、運動する子供とそうでない子供の二極化傾向が見られること、子供の体力について、低下傾向には歯止めが掛かっているものの、体力水準が高かった昭和60年ごろと比較すると、依然として低い状況が見られることなどの課題がある。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、スポーツが日々の生活から失われたり、制限されたりしたことで、体力の低下やストレスの増加といった心身の健康保持に悪影響を及ぼしたことも否めない。

このようなことを踏まえ、小学校、中学校を通じて、心と体を一体としてとらえ、生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育成することを重視する観点から、運動や健康に関する課題を発見し、その解決を図る主体的・協働的な学習活動を通して、『知識・技能』、『思考力・判断力・表現力等』、『学びに向かう力・人間性等』を育成することを目標とした。

(1) 教員研修

学校体育の活性化を図るには、教員の指導力の向上が重要と考え、県保健体育課、県立体育センター、県立武道館等と連携し、理論・実技の両面から研修の充実を図った。

(2) 学校体育補助

- ア 市立小学校連合運動会
- イ 中学校部活動振興会
- ウ 中学校関東・全国大会宿泊費等

第8章 学校ICT

1 校務環境の整備

校務の効率化及び適切な管理運用等の事務の効率化を目的として、平成19年9月、職員室内に校務用パソコンを整備し、平成26年3月、パソコン等のリプレースのタイミングに合わせ学校間イントラネットを導入した。

機器の老朽化に伴い、令和3年8月に本環境の機器更新を実施した。

また、校務の更なる効率化、教職員の多忙化の解消、教員が子どもたちと向き合う時間の確保を目的として、平成27年度に学校の教職員と教育委員会の職員で組織する綾瀬市小・中学校パソコン活用推進委員会において、校務支援システムの導入に向けた検討を開始し、操作性及び経費を比較し導入システムを選定した。

平成29年9月より選定したシステムのテスト稼働を開始し、平成30年4月より本稼働を開始し、現在も継続して当該システムを利用中である。

2 学習環境の整備

平成22年度より学びやすく・わかりやすい授業の実現に向け、教員が利用する授業用パソコン及びプロジェクターの整備を実施。これに伴い、各教室において、教員が作成した資料やインターネット上の多様な教材を活用した授業の実施が可能となった。

また令和2年度から小学校、令和3年度から中学校で全面実施している新学習指導要領においては、「情報活用能力」を学習の基盤となる資質・能力の一つと位置付けており、教科等横断的にその育成を図るため、「各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること」と示されている。情報教育や教科等の指導におけるICT活用など、教育の情報化に関わる内容の一層の充実を図るとされている等を踏まえ、理解度・特性に対して個別最適化され、格差のない公平な学びの環境を構築することが必要である。

これらを受けて、「教師が大型提示装置等を用いて説明する」「全員が同時に同じ内容を学習する」「意見を発表する子どもに限られる」といった、従来の環境から、「児童・生徒一人一人の反応を把握できる」「一人一人の教育的ニーズに合わせた個別学習ができる」「お互いの考えをリアルタイムで共有でき、多様な意見にすぐに触れることができる」といった、1人1台端末の環境を、令和3年3月に市内すべての小・中学校において整備を実施。令和3年度より1人1台端末の活用を始めている。

3 保護者等への情報伝達環境の整備

荒天時等の学校対応に関する情報を速やかに保護者へ提供することや、保護者を含む学校関係者に限定して学校情報を提供することで、児童・生徒の安全安心を確保するために平成24年9月より学校緊急情報配信メールシステムを導入した。

その後、教職員及び保護者の負担軽減を目的に、欠席や遅刻等の連絡を行うために、令和4年6月より学校情報配信システムを導入した。

併せて、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、小・中学校での感染防止の観点から、授業参観や運動会等の保護者や地域住民が参加できる事業が縮小される等、学校の様子を保護者や地域住民に伝える機会が減少したことから、学校の様子を伝える手段の一つとして、令和4年4月より各小・中学校のホームページを開設した。

